

兵労発基 0526 第5号
令和7年5月26日

一般社団法人兵庫県電業協会
会長 殿

兵庫労働局長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

平素は、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場の熱中症予防については、毎年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、各防災団体、使用者団体等と連携して「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく対策に取り組んできたところです。

しかし、職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和6年における休業4日以上 の 死 傷 災 害 は、1,195人と調査開始以来最多となっています。特に、死亡災害については、3年連続で30人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にあるなど、その対策が重要となっています。

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、同年6月1日施行の改正労働安全衛生規則（別添1）に係る通達【令和7年5月20日付基発0520第6号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」（別添2）】が発出されました。

貴団体におかれても、会員事業者に対し、改正労働安全衛生規則の内容等を周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記通達等につきましては、兵庫労働局ホームページ及び厚生労働省ホームページ（職場における熱中症予防情報）に掲載しております。

【兵庫労働局ホームページ】

【厚生労働省ホームページ（職場における熱中症予防情報）】

